

ディスプレイ周辺の防爆基準(案)の提案について

「ディスプレイ周辺の防爆基準」については、「防爆基準分科会」及び「水素インフラ規格基準委員会」の審議を経て、平成 24 年 9 月 27 日に「ディスプレイ周辺の防爆基準 JPEC-S 0004(2012)」を制定致しました。

その後、経済産業省殿に提出し、厚生労働省殿により確認を頂きましたところ、1. に示すコメントを頂きました。このコメントに対応すべく、J P E C として以下に示す改正案をご提案させていただきます。

つきましては、防爆基準分科会の委員から 2. に示す JPEC 提案について書面投票にてご審議頂きたく、お諮り致しますので「賛成」、「コメント付賛成」又は「反対」の投票をお願い致します。なお、「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願い致します。

記

1. 厚生労働省殿コメント及びJPEC提案

NO	厚生労働省殿コメント	J P E C 提案
1	<p>〈P21〉 考察「仮定の容積<math>V_z</math>は、ディスプレイ内容積<math>2.288\text{m}^3</math>の容積<math>V_o</math>を上回るが、ディスプレイに開口部もあり、自然換気が得られることから「中換気度」に評価する。」とありますが、この「中換気度」を満足するためには、別に構造要件が必要と思われます。</p> <p>また、換気の評価についても定量的に詳細な計算をしているが、最後の結論は定性的に判断して「第二類危険箇所」に評価されています。あたかも詳細な計算が間違っているような印象を受けます。</p>	<p>本防爆基準の危険箇所の範囲の設定は JIS に従い算出するもので、換気度についても定量的な評価を行うものでした。</p> <p>今回、定性的な評価よりも定量的な評価がより相応しいとのコメントを踏まえて、本防爆基準におけるディスプレイ内部の換気度を「中換気度」から「低換気度」に変更し、これによりディスプレイ内部の危険箇所は「第二類危険箇所」から「第一類危険箇所」に修正します。</p>

2. JPEC 提案

「1. 厚生労働省殿コメント及び J P E C 提案」に示された「J P E C 提案」を反映させた基準(案)(添付資料-1)を「ディスプレイ周辺の防爆基準」とする。

添付資料-1 : ディスプレイ周辺の防爆基準(案)